

平成 20 年 3 月 13 日

海外企業の参画について

1. 日本国内に拠点を持つ外国企業が本委員会に入会する場合：
 - 1) 本委員会委員の推薦を必要とし、推薦を行う委員は運営委員会に十分説明を行い、運営委員会の過半数の賛成を必要とする。
 - 2) 委員長が学振に入会手続きを依頼する。
2. 日本国内に拠点のない外国企業が本会に入会する場合：
 - 1) 本委員会委員の推薦を必要とし、推薦を行う委員は運営委員会に十分説明を行い、運営委員会委員の 2/3 以上の賛成をもって運営委員会としての承認とする。
 - 2) 総会或いはメールによる総会出席者（総会の出席者或いはメールによる投票数）の過半数の賛成をもって入会を承認する。
 - 3) 委員長が学振に入会の手続きを依頼する。
3. 委員会における公用語は日本語とするが、研究会での講演は英語も可とする。

学振からの資料のコピー（平成 19 年 11 月 1 2 日）

産学協力研究委員会への外国企業等の参画について

（独）日本学術振興会産学協力研究委員会に企業等（産業界委員）が参画する場合は、日本学術振興会協力会に入会する必要があります。この法人会員となることが出来るものは、日本国内に法人格を有するものを原則としておりますが、研究活動のグローバル化に伴い、外国の法人等を産学協力研究委員会に参画させる必要が生じた場合は、次のことを確認し、各委員会の運営委員会等で、入会が妥当であると合議された場合に、例外として承認することがあります。

※入会申込書に委員会での確認した内容を記したものを（様式自由）を添付すること。

【委員会確認事項】

1. 産学協力研究委員会の設置趣旨に合致しているか。
2. 反社会的な企業、団体でないか、軍事研究に転用される恐れがないか。
3. 日本の法律（外為法に規定する物の輸出、技術の提供（参考 1 参照））に触れるようなことはないか。
4. 日本政府が国家承認していない国（参考 2 参照）の企業等の入会は、政治的、社会的要素についても加味して判断する必要があることから、事前に本会に相談すること。ただし、研究者レベルの学術交流（国際会議等への参加、専門分野の研究発表のための交流）について、妨げるものではない。

5. わが国と同様に大量破壊兵器等の不拡散政策を実施し、厳しい輸出管理を行っている
欧米諸国等のいわゆる「ホワイト国」（輸出貿易管理令別表第4の2）以外の国の企業等の
入会についても、事前に本会に相談すること。

（留意事項）

- ・ 入会に当たっては、特に産業界委員への説明、対応を想定しておくこと。
- ・ 委員会への入退会は、最終的には、日本学術振興会で判断することとなるが、当該委員会活動を円滑に実施できるよう配慮すること。

（参考）

1. 外国為替及び外国貿易法（外為法）

(1) 物の輸出

- ①外為法第48条第1項
- ②輸出貿易管理令第1条第1項

(2) 技術の提供

- ①外為法第25条第1項第1号
- ②外為令第17条第1項

2. 日本政府が国家承認していない国

台湾、北朝鮮、北キプロス、パレスチナ、西サハラ、クック諸島、ニウエ